

戸籍法の見直しに関する要綱中間試案  
補足説明

第 1	はじめに	1
1	本補足説明の性格等	1
2	戸籍の公開制度の見直しの必要性	1
3	諸外国の身分登録簿の公開制度	3
4	戸籍に真実でない記載がされることを防止するための措置を講じる必要性	3
5	法制審議会における審議	4
第 2	戸籍の謄抄本等の交付請求（「第 1」関連）	6
1	交付請求（「第 1 の 1」関連）	7
( 1 )	第三者が交付請求をする場合（「第 1 の 1 ( 1 )」関連）	8
	アの前段 自己の権利若しくは権限を行使するために必要があることを明らかにした場合（「別紙 1 のアの前段」参照）	9
	アの後段 国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等に提出する必要があることを明らかにした場合（「別紙 1 のアの後段」参照）	11
	イ 市町村長がアに準ずる場合として戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があると認める場合（「別紙 1 のイ」参照）	11
( 2 )	戸籍に記載されている者等が交付請求をする場合（「第 1 の 1 ( 2 )」関連）	13
	ア 戸籍に記載されている者（「第 1 の 1 ( 2 ) の ( 注 1 )」参照）	13
	イ 戸籍に記載されている者の配偶者，直系尊属若しくは直系卑属	14
	（ア）A 案	14
	（イ）B 案	16
( 3 )	国又は地方公共団体の事務を行う機関等がその事務を遂行するために必要があることを明らかにして交付請求をする場合（「第 1 の 1 ( 3 )」関連）	17
( 4 )	弁護士等が交付請求をする場合（「第 1 の 1 ( 4 )」関連）	18
	ア A 案	18
	イ B 案	19
	（参考）弁護士等であることの確認	22
( 5 )	追加資料の提示等（「第 1 の 1 ( 5 )」関連）	23

2	本人確認等（「第1の2」関連）	24
（1）	本人確認（「第1の2（1）」関連）	25
ア	本人確認の意義	25
イ	本人確認の方法	26
（2）	代理人又は使用者の権限の確認（「第1の2（2）」関連）	27
ア	権限の確認の意義	27
イ	具体的な確認方法	28
3	交付すべき証明書（「第1の3」関連）	29
4	交付請求書の開示（「第1の4」関連）	31
（1）	A案	32
（2）	B案	33
第3	除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求（「第2」関連）	33
第4	届出人の本人確認等（「第3」関連）	35
1	届出人の本人確認を行う場合（「第3の1」関連）	35
（1）	届出人の本人確認の必要性	35
（2）	届出人の本人確認の対象及びその具体的な方法	37
2	届出人の本人確認ができなかった場合の措置（「第3の2」関連）	38
（1）	A案	38
（2）	B案	39
3	届出の不受理申出（「第3の3」関連）	42
第5	その他（「第4」関連）	43
1	学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍の利用（「第4の1」関連）	43
2	制裁の強化（「第4の2」関連）	44

## 第1 はじめに

### 1 本補足説明の性格等

本補足説明は、「戸籍法の見直しに関する要綱中間試案」の理解に役立つよう、事務当局の責任においてその内容を補足的に説明するとともに、必要に応じて法制審議会戸籍法部会での議論を紹介するものである。

本補足説明において、「部会」とは法制審議会戸籍法部会を、「試案」とは「戸籍法の見直しに関する要綱中間試案」を指している。「第1の1(1)」等、かぎ括弧を付した項目の表記は、試案のそれを指すものである。

### 2 戸籍の公開制度の見直しの必要性

戸籍の公開制度は、明治31年戸籍法（明治31年法律第12号、同年7月16日施行）によって創設された。同法第13条第1項は、「何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ身分登録簿ノ閲覧又ハ登記ノ謄本若クハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得」と規定し、この規定は同法第174条により戸籍簿並びに戸籍の謄本及び抄本に準用されていた。明治31年戸籍法において、戸籍の公開制度が規定され、原則として何人でも戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるという意味での「戸籍公開の原則」が取り入れられたのは、戸籍が国民の親族的身分関係を登録・公証する制度であるため、社会生活においてその親族的身分関係の証明を必要とする場合には、広く国民の利用に供されることが望ましいと考えられたからであるとされている。

戸籍公開の原則は、その後制定された大正3年戸籍法（大正3年法律第26号、大正4年1月1日施行）に踏襲され、更に現行戸籍法（昭和22年法律第224号、昭和23年1月1日施行）に受け継がれた。しかし、戸籍の記載には、例えば、嫡出でない子であることや、離婚歴など、その本人にとってみれば他人に知られたくないと思われる事項も含まれていることから、生活上相当と認められる理由もなくこれらの事実を探索し、又はその内容を公表することは、国民のプライバシーの侵害につながるものと言わざるを得ない。そこで、戸籍公開の必要性を考慮しつつ、国民のプライバシー保護のための必要な措置として、昭和51年法律第66号（昭和51年12月1日施行）をも

って戸籍法の一部が改正され、戸籍簿及び除籍簿の閲覧制度が廃止されるとともに、原則として何人でも戸籍の謄抄本等（「(前注)1」参照）の交付請求をすることができるという意味での戸籍公開の原則は引き続き維持しつつ、市町村長は、戸籍の謄抄本等の交付請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができることとされた。また、除かれた戸籍（注1）の謄抄本等（「(前注)2」参照）の交付請求については、それまで、戸籍の謄抄本等の交付請求と同様に取り扱われていたが、国民のプライバシー保護の観点から、その公開について戸籍よりも厳しい制限が付された。これは、現在の親族的身分関係を公証するためには、通常は、戸籍の利用で足りることに加えて、除かれた戸籍の中には、旧民法における庶子、私生子等の記載が残っているものがあったことを考慮したものである。

このような昭和51年の戸籍法の一部改正から既に30年近くが経過したが、この間、自分の情報を他人に知られたくないという国民の意識は増々高まり、これを背景として、近年においては、個人情報の保護に関する法律等が施行されるなど、個人情報の保護に関する法制度に国民の関心が集まるとともに、他人の戸籍の謄抄本等を不正に取得する事件が多数発生するに及んだことから、戸籍の公開制度を厳格なものに改めるべきであるという要望が関係各界から強まるに至っている。そこで、戸籍を利用する者の利便に配慮しつつ、個人情報を保護する観点から、戸籍の謄抄本等及び除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求（注2）をすることができる場合を限定するとともに、その交付請求の際に交付請求者の本人確認を行うことにより不正な請求を防止するなど、戸籍の公開制度の在り方を見直す必要がある。

（注1）一つの戸籍内の全員が、死亡、他の戸籍への入籍その他の理由によってその戸籍から除かれると、その戸籍は、戸籍簿から除かれて除籍簿として別につづられることになる。このようにして戸籍簿から除かれた戸籍を「除かれた戸籍」という。

（注2）平成16年度における戸籍の謄抄本等及び除かれた戸籍の謄抄本等の交付事務の状況は、戸籍の謄抄本等の交付通数が26,299,704通で、除かれた戸籍の謄抄本等の交付通数が10,152,380通であり、合計36,452,084通であった。

### 3 諸外国の身分登録簿の公開制度

諸外国の身分登録簿の公開制度については、当該身分登録簿に登録されている本人等の一定の者以外の者については公開を制限するとともに、その証明書の交付請求の際に交付請求者の本人確認を行っている国もあるが、他方で、公開を原則として、そのような本人確認を行わない国もあるという状況である。例えば、米国（ニューヨーク州）、フランス、ドイツ、オーストリア、スイスにおいては、出生登録簿、死亡登録簿、婚姻登録簿等のそれぞれについて、概ね当該身分登録簿に登録されている本人又はその親族、官公署は、その証明書の交付請求をすることができるかとされているが、その他の第三者が交付請求をすることができるのは、裁判所等の許可を受けた場合や、法律上の利害関係あるいは直接の法的利益がある場合等に限定されており（注）、また、これらの国においては、交付請求の際に身分証明書等により交付請求者の本人確認が行われている。他方で、米国（カリフォルニア州）、英国（イングランド）においては、出生登録簿、死亡登録簿、婚姻登録簿のそれぞれについて、原則として誰でもその証明書の交付請求をすることができるかとされ、スウェーデンでは、税務署のデータベースに身分事項を含む様々な情報が登録されているところ、原則として誰でもその情報についての証明書の交付請求をすることができるかとされており、また、これらの国においては、交付請求の際に交付請求者の本人確認は行われていない。

（注）これらの国の中でも、交付請求する証明書の種類によっては要件が緩和されている場合がある。例えば、フランスにおいては、出生登録簿については、氏名、性別並びに出生の年月日、時間及び場所が記載された抄本、死亡登録簿については、その謄本、婚姻登録簿については、配偶者双方の氏名、生年月日及び出生地並びに婚姻の年月日が記載された抄本は、原則として誰でもそれぞれの証明書の交付請求をすることができるかとされている。

### 4 戸籍に真実でない記載がされることを防止するための措置を講じる必要性

最近、消費者金融から借入れを行う等の目的により、婚姻や養子縁組等につ

いて、当事者の知らない間に虚偽の届出がされて戸籍に真実でない記載がされるという事件が多数発生している。虚偽の届出により戸籍に真実でない記載がされた場合については、平成14年に新設された戸籍法第11条の2第1項により、申出により戸籍の再製が行われることとされたところであり（注）、また、虚偽の届出により戸籍に真実でない記載がされる事態を防ぐため、平成15年3月18日付け法務省民一第748号民事局長通達「戸籍の届出における本人確認等の取扱いについて」により、市町村の窓口において届出人の本人確認等が行われているが、実務界からは、このような通達に基づく運用上の措置では不十分であり、戸籍法を整備して法的な措置を講じるべきであるという指摘がされている。このような状況にかんがみ、戸籍の届出の際に届出人の本人確認を行うものとするなどの法的措置を講じる必要がある。

（注）当事者の知らない間に虚偽の届出がされて戸籍に真実でない記載がされている場合、これを是正するには戸籍訂正手続によることとなるが、訂正した真実でない記載は消除されるものの、その痕跡は戸籍にそのまま残ることになる。これを解消するため、戸籍法第11条の2第1項が新設され、真実でない記載の痕跡が残らないようにする措置として、申出により戸籍の再製ができることとされた。

## 5 法制審議会における審議

以上のような戸籍法の見直しの要請に対応するため、法制審議会（会長・鳥居淳子成城大学名誉教授）第147回会議（平成17年10月6日開催）において、法務大臣より「個人に関する情報を保護する観点から、戸籍及び除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限するとともに、当該交付請求の際に請求者の本人確認を行うものとするなど、戸籍の公開制度の在り方を見直し、併せて、戸籍に真実でない記載がされるのを防止するため、戸籍の届出をする者の本人確認を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。」との諮問（諮問第74号）がされ（注）参照）、これを受けて、同審議会は、この諮問に関する調査審議のための新たな専門部会（戸籍法部会）を設置することを決定した。

戸籍法部会（部会長・野村豊弘学習院大学教授）は、平成17年11月1日から調査審議を開始し、以後ほぼ月1回の頻度で審議を重ねてきたところ、第10回会議（平成18年7月18日開催）において、それまでの調査審議の結果を「戸籍法の見直しに関する要綱中間試案」としてとりまとめるとともに、これを事務当局の責任において作成する補足説明とともに公表し、関係各界への意見照会を行うことを決定した。

部会では、意見照会の結果を踏まえ、本年9月にも審議を再開し、本年中に要綱（案）をとりまとめるべく、審議が進められる予定である。

（注）別紙 要綱（骨子）

第1 戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

- 1 戸籍に記載されている者等一定の者は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍の謄抄本等」という。）の交付請求をすることができるものとする。
- 2 1に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合、官公署に提出する必要がある場合、戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合等に限り、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。
- 3 2の規定により戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には、2に該当することを明らかにしなければならないものとする。
- 4 戸籍の謄抄本等の交付請求をする者について、本人確認を実施するものとする。

第2 除かれた戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求についても、第1と同様とするものとする。

第3 戸籍の届出の手續

届出によって効力を生ずべき行為について戸籍の届出をする者について、本人確認を実施するものとする。

第4 第1から第3までのほか、その他所要の規定の整備を行うこと。



## 第2 戸籍の謄抄本等の交付請求（「第1」関連）

現行の戸籍法の下では、原則として何人でも戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるという意味での戸籍公開の原則が維持されているが、戸籍公開の原則は、戸籍が国民の親族的身分関係を公証するための制度であることから理論的に導かれる本質的な原則ではない。例えば、除かれた戸籍は、戸籍と同じく、国民の親族的身分関係を公証するものであるが（注）、公開が原則とはされておらず、その公開について戸籍よりも厳しい制限が付されている。また、成年後見登記制度は、成年後見に関する一定の事項を登録し、これを公証するための制度であるが、成年後見登記制度においては、登記事項証明書の交付請求をすることができる者を成年被後見人等一定の者に限定し、取引の相手方は登記事項証明書の交付請求をすることができないこととされている。これらの制度は、公開に対する制限が公証機能と相容れないものではないことを示している。そして、近年、自分の情報を他人に知られたくないという国民の意識の高まりを背景として個人情報保護の要請が強まっている情勢にあることにかんがみると、原則として何人でも戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるという意味での戸籍公開の原則は維持すべきものではなく、個人情報保護の観点から、交付請求の対象となる戸籍に記載されている者（及びこの者と一定の特別の関係にある者）は、理由を明らかにすることなくその戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとしつつも、それ以外の者については、必要性を明らかにした場合又は相当な理由がある場合に限り戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとすべきであると考えられる。

（注）国民の親族的身分関係を公証するためには、個人が同定されていることを要することから、戸籍は、個人を同定する機能をも有していると考えられる（第2の3の（後注1）参照）。

なお、戸籍法以外の法律に基づく戸籍の謄抄本等やその記載事項に係る情報の提供、例えば、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会、民事訴訟法第186条又は家事審判規則第8条に基づく調査囑託及び弁護士法第23条の2に基づく照会等は、今後とも、試案で見直しの対象としている戸籍

法に基づく戸籍の謄抄本等の交付請求とは別の取扱いとなることを前提としている（「1 交付請求」の前の「(注)」参照）。

## 1 交付請求（「第1の1」関連）

現行の戸籍法は、戸籍の謄抄本等の交付請求については、「何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。」（戸籍法第10条第1項）として、公開を原則としつつ、戸籍の謄抄本等の交付請求をするに当たっては、法務省令で定める場合を除き、請求の事由（注1）を明らかにしなければならないとして（同条第2項）、市町村長（注2）に請求の当否を判断する手がかりを与え、市町村長は、戸籍の謄抄本等の交付請求が不当な目的（注3）によることが明らかとなるときは、これを拒むことができるものとしている（同条第3項）。このように現行の戸籍法は、法務省令で定める場合には、請求の事由を明らかにする必要がないこととしているが、このような例外的措置が認められているのは、戸籍の謄抄本等の交付請求が不当な目的によるものでないことが典型的・一般的に認められる場合には、あえて請求の事由を明らかにさせるまでの必要はないとする趣旨である。このような例外類型としては、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合（戸籍法施行規則第11条第1号）、国若しくは地方公共団体の職員又は戸籍法施行規則別表第一に掲げる法人（以下「別表法人」という。（注4））の役員若しくは職員が職務上請求する場合（同条第2号）、弁護士等（「第1の1（4）の（注1）」参照）が職務上請求する場合（同条第3号）及び市町村長が相当と認める場合（同条第4号）が規定されている。この市町村長が相当と認める場合とは、交付請求者に請求の事由を明らかにさせるまでもなく、その請求が不当な目的によるものでないと判断される場合を意味し、例えば、民生委員・人権擁護委員等からその職務の遂行に必要な交付請求があった場合や、住民票に妻（未届）と記載されている内縁の妻から夫が記載されている戸籍の謄抄本等の交付請求があった場合などがこれに当たるとされている。

これまで部会においては、以上の現行の戸籍法の取扱いを見直すに当たって、戸籍に記載されている者の個人情報保護を保護する観点から、前記 については、

戸籍に記載されている者とその配偶者，直系尊属及び直系卑属とを区別すべきかどうかの検討が行われるとともに，前記 ， 及び については，前記のような請求の事由を明らかにする必要がない例外類型として掲げないものとするという考え方が支持された。

(注1) 請求の事由とは，戸籍の謄抄本等を必要とする具体的事由をいう。

(注2) 市町村(長)とは，東京都23区及び大阪市等の政令指定都市においては，区(長)をいう。以下同じ。

(注3) 不当な目的とは，例えば，嫡出でない子であることや離婚歴のように他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索し又は公表する目的等プライバシーの侵害につながる目的をいう。

(注4) 戸籍法施行規則別表第一に掲げる法人とは，土地改良区，土地改良区連合，土地改良事業団体連合会，土地区画整理組合，地方住宅供給公社，市街地再開発組合，地方道路公社，日本下水道事業団，土地開発公社，住宅街区整備組合，独立行政法人緑資源機構，独立行政法人中小企業基盤整備機構，独立行政法人水資源機構，独立行政法人雇用・能力開発機構，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構，独立行政法人都市再生機構，独立行政法人空港周辺整備機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構である。

### (1) 第三者が交付請求をする場合(「第1の1(1)」関連)

原則として何人でも戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるという意味での戸籍公開の原則は維持すべきではないとの考え方から，「第1の1(1)」のとおり，一般に，戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるのは，以下のアの前段・後段又はイのいずれかに該当する場合とするものである(注1)(注2)。

(注1) 「別紙 1」の「ア」の「前段」若しくは「後段」又は「イ」に掲げた例の各項目への当てはめは確定的なものではなく，各要件の該当性については，今後更に検討する。

(注2) 第三者による交付請求に関する(1)と，後記(2)，(3)又は(4)と

の関係，すなわち，例えば，( 2 )又は( 4 )によって交付請求可能な者が( 1 )によっても交付請求をすることが可能か否かという問題については，( 2 )又は( 4 )において両論併記されているいずれの案をとるかということとの関係等を踏まえてなお検討する。

#### アの前段 自己の権利若しくは権限を行使するために必要があることを明らかにした場合（「別紙 1 のアの前段」参照）

この要件は，自己の権利又は権限を行使するために戸籍の謄抄本等を利用する必要がある場合には，その利用が認められるべきであるという考え方によるものであり，この場合においては，交付請求者は，自己の権利又は権限を行使するために必要があることを明らかにしなければならないとするものである（注）。ところで，戸籍の謄抄本等の交付請求をする者の利益を考慮しつつ，個人情報を保護する観点からすると，自己の権利又は権限を行使するために必要がある場合という要件に該当するかどうかを判断するに当たっては，交付請求者の主張する必要性に合理性があるかどうかをも考慮すべきであると考えられる。そのため，部会では，以下の場合に，自己の権利又は権限を行使するために必要がある場合に該当するかどうかについて意見が分かれた。

まず，債権者が，債務者の詐害行為を立証するため，債務者と財産の贈与を受けた者とが親族関係にあるかどうかを確認する場合（「別紙 1 のアの前段の d 」参照）についてである。積極意見は，このような情報は，債権者が，債務者の行為が詐害行為に該当するかどうかを証明するための有力な証拠となり，債権者が詐害行為取消権を行使するための情報として必要かつ合理的であるとするものである。これに対し，消極意見は，このような情報は，債務者の行為が詐害行為に該当するかどうかを直接証明するものではなく，債務者と受贈者とが意思を通ずるような関係にあるかどうかを証明するための一つの状況証拠にすぎず，また，このような場合に交付請求を認めるものとするると，確認の対象となる債務者と受贈者との親族関係の範囲を限定し難いことから，広範な交付請求を認めざるを得ないこととなり，合理的でないとするものである。

次に、結婚詐欺を理由とする損害賠償責任を追及しようとする者が、当該相手方に当初から自分と婚姻する意思がなかったことを立証するため、当該相手方が婚姻中であったかどうかを確認する場合（「別紙 1 のアの前段の e」参照）についてである。積極意見は、このような情報は、当該相手方に当初から自分と結婚する意思があったかどうかを証明するための有力な証拠となり、損害賠償責任を追及するための情報として必要かつ合理的であるとするものである。これに対し、消極意見は、このような情報は、当該相手方に当初から自分と結婚する意思があったかどうかを直接証明するものではなく、それを証明するための一つの状況証拠にすぎないことから、このような場合に交付請求を認めることは合理的でないとするものである。

このほか、部会では、債権者が、貸金債権を回収するため、契約締結後に変更された債務者の氏を確認する必要がある場合についても検討がされ、これが自己の権利若しくは権限を行使するために必要がある場合に該当するものとするに特に異論はなかったが、この点に関連して、紛争の相手方を特定するために戸籍を利用しようとする場合の謄抄本等の交付請求についても検討がされた。この場合、紛争の相手方の戸籍の謄抄本等が裁判等の法的手続上必要書類とされている場合であれば、その利用に合理的な必要性がある（自己の権利又は権限を行使するために必要がある場合に該当するし、また、裁判等の法的手続を行うこととすれば裁判所等に提出する必要がある場合として後記アの後段の国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等に提出する必要がある場合に該当する。）ことに異論はなかった。しかし、他方で、紛争の相手方の戸籍の謄抄本等が裁判等の法的手続上必要書類とされておらず、かつ、相手方の氏に変更された事情もない場合には、相手方を特定するためだけの理由で他人の戸籍の謄抄本等の交付請求を認めるべきではなく、合理的な必要性があるとはいえないという意見が有力であった。

なお、部会では、自己の権利若しくは権限を行使するために必要がある場合という要件は限定し過ぎではないかとの少数意見もあった。

(注)破産管財人，相続財産管理人，刑事弁護人等の裁判所等によって選任され，法令に基づく権限を行使する者が弁護士等の資格を併せ有する場合に，それらの者による戸籍の謄抄本等の交付請求が本要件によるか，それとも後記(4)の要件によるかが問題となるが，この点については，後記(4)において併記されているどの立場によるかと関連する(後記(4)の(注3)を参照)。

#### アの後段 国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等に提出する必要があることを明らかにした場合(「別紙 1のアの後段」参照)

この要件は，従来，国又は地方公共団体の機関に戸籍の謄抄本等を提出する必要がある場合には，その戸籍の利用が認められていたところ，このような戸籍の利用は今後も認められるべきであるという考え方によるものであり，この場合においては，国又は地方公共団体の事務を行う機関等に提出する必要があることを明らかにしなければならないとするものである。ここでは，国又は地方公共団体の事務を行う機関「等」に提出する必要がある場合とされ，提出先を国又は地方公共団体の機関に限定していない。これは，従来，国又は地方公共団体の事務を行っていたのは，もっぱら国又は地方公共団体であったが，最近では，独立行政法人や民間事業者も国又は地方公共団体の事務を行う場合が増えてきており，そのような事務を行う主体の範囲が広がりつつあることから，提出先を国又は地方公共団体の機関に限定せず，国又は地方公共団体の事務を行う機関「等」としたものである(「第1の1(1)の(注2)」参照)。

#### イ 市町村長がアに準ずる場合として戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があると認める場合(「別紙1のイ」参照)

この要件は，戸籍の謄抄本等の交付請求者から示された理由について，市町村長が前記アに準ずる場合として戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があると判断する場合には，交付請求を認めるものである。部会での検討過程では，社会生活上必要で，かつ，相手方から提示を受けることが困難である場合という要件も検討されたが，このような要件よりも，市町村長が戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があると認める場合というより一般的な要件の方が適当であるとされた。他方で，単に，市



町村長が戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があると認める場合とすると、市町村長の裁量が広くなりすぎる懸念があることから、市町村長が「アに準ずる場合として」戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があると認める場合という要件とされたものである。もっとも、部会では、「アに準ずる場合として」という部分については、制限的にすぎるので不要ではないかという少数意見もあった。

また、部会においては、婚姻等の身分行為をするに当たり相手方の戸籍の記載事項を確認する場合（「別紙 1のイのb」参照）につき、この要件に該当するかどうかについて意見が分かれた。積極意見は、婚姻等の身分行為をするに当たり、相手方の年齢、独身かどうか等の身分行為の要件を確認することは必要であり（積極意見の中には婚姻等の身分行為の要件以外の離婚歴、子の有無等の事情を確認することも必要であるとの意見もあった。）、事柄の性質上相手方に協力を求めることが困難であることを理由とするものである。これに対し、消極意見は、市町村長が戸籍の謄抄本等の交付請求をする者が当該戸籍に記載されている者と本当に婚姻等の身分行為をしようとする者かどうかを確認することは困難であることからすると、このような場合には、身分行為の相手方からその戸籍の謄抄本等の提示等を受けて確認するのが相当であり、また、婚姻等の身分行為をするに当たり、相手方の年齢、独身かどうか、離婚歴、子の有無等を戸籍によって確認することまではしないのが通常であり、そのような確認の必要性は認められないとするものである。

さらに、部会では、財産的法律行為をするに当たり相手方の戸籍記載事項を確認する場合についても検討がされた。この場合については、相手方の法律要件（例えば、未成年者であるかどうか。誰が法定代理人か。）を確認する場合（「別紙 1のイのc」参照）であると、法律要件以外の事情を確認する場合であるとを問わず、戸籍の謄抄本等を取引の相手方から提示を受けて確認すべきであるという考え方が有力であった。この考え方は、成年後見登記制度においては、取引の相手方は登記事項証明書の交付請求をすることができないとされていること（前記第2柱書参照）にかんがみ、戸籍の謄抄本等についても取引の相手方は交付請求をすることがで

きないものとするのが適当であるとするものである。もっとも、戸籍と成年後見登記との記載事項の差異にかんがみると、法律要件を確認するための戸籍の謄抄本等の利用については、取引の安全の確保の観点から、成年後見登記の登記事項証明書と同様に取り扱うことが適当であるかどうかにつき更に議論をした上で判断すべきであるという意見もあった。

(後注) 前記諮問第74号の要綱(骨子)(前記第1の5の(注)参照)においては、一般に、他人の戸籍の謄抄本等の交付請求の要件として、相続関係を証明する必要がある場合、官公署に提出する必要がある場合、戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合等が挙げられていた。これは、現行の戸籍法の下における除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求の要件(戸籍法第12条の2第2項、戸籍法施行規則第11条の4第1項)を参考にしたものである。この要件は、除かれた戸籍の謄抄本等が実際に使用されている場合が多いものから並べたものであると考えられるが、部会では、戸籍の謄抄本等が実際に使用されている事例を参考にしつつ、理論的なアプローチからの検討が行われ、試案のとおり要件がとりまとめられたものである。

## (2) 戸籍に記載されている者等が交付請求をする場合(「第1の1(2)」関連)

「第1の1(2)」のとおり、試案は、A案とB案を併記している。両案の内容は、戸籍に記載されている者が、理由を明らかにすることなく、その戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができること(後記ア参照)では一致しているものの、戸籍に記載されている者の配偶者、直系尊属又は直系卑属が、理由を明らかにすることなく、その戸籍に記載されている者に関する謄抄本等の交付請求をすることができることの適否について考え方が相違している。部会では、A案とB案につき、それぞれ支持する意見があったため、両論併記とされたものである。

### ア 戸籍に記載されている者(「第1の1(2)の(注1)」参照)

A案・B案とも、戸籍に記載されている者(注)は、理由を明らかにすることなく、その戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができることにつ



いては共通している。これは、現行の戸籍法の下での取扱いと同様の取扱いをするものである。戸籍に記載されている者が、その者についての戸籍の抄本（個人事項）（「第1の3の（注1）,（注2）」参照）の交付請求をする場合、例えば、戸籍に記載されている者である甲が、甲についての戸籍の抄本（個人事項）の交付請求をする場合は、本人が本人の戸籍の記載事項を利用する場合であるから、これを制限する理由はないものと考えられる。また、当該戸籍には、戸籍に記載されている者甲だけでなく、甲の配偶者、子又は親、兄弟姉妹等が記載されている場合があるが、当該戸籍の謄本によって同一戸籍内に記載されているこれらの者の戸籍の記載事項を知ることについては、社会通念上一般に許容されているものと考えられることから、理由を明らかにするかどうかのレベルでは、戸籍に記載されている者である甲が、甲の戸籍の記載事項を利用する場合と同様に取り扱って差し支えないと考えられる。

このような考え方から、A案・B案ともに、戸籍に記載されている者は、理由を明らかにすることなく、その戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとしている。

（注）「戸籍に記載されている者」には、当該戸籍の「名」欄にかつて記載されていたが、婚姻、離婚、養子縁組、離縁等により当該戸籍から除籍された者も含まれる（例えば、筆頭者を甲とし、甲（父）、乙（母）、丙（子）が記載されている（甲）戸籍について、後に甲と乙が離婚し、乙が除籍され、乙について新しく（乙）戸籍が編製された場合、乙は（乙）戸籍だけでなく、（甲）戸籍との関係でも「戸籍に記載されている者」に含まれる。）。また、婚姻、離婚、養子縁組、離縁等が無効又は取り消されたことにより当該戸籍から消除された者も含まれる。これに対し、市町村長の過誤によって戸籍に記載され、その後過誤を理由に当該戸籍から消除された者は含まれない。

## イ 戸籍に記載されている者の配偶者、直系尊属若しくは直系卑属

### （ア）A案

A案は、戸籍に記載されている者の配偶者（注1）、直系尊属又は直

系卑属（注2）（注3）は，当該戸籍に自分が記載されていないが，理由を明らかにすることなく，当該戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるとするものである。これは，現行の戸籍法の下での取扱いを維持するものである。

A案は，自分は戸籍に記載されていないが，自分の配偶者，直系尊属又は直系卑属が記載されている戸籍の記載事項を知ることについては，社会通念上一般に許容されていると考えられることから，理由を明らかにするかどうかのレベルでは，戸籍に記載されている者がその戸籍の記載事項を利用する場合と同様に取り扱って差し支えないという考え方によるものである。また，A案は，これらの者について現行の取扱いを考え直さなければならない事情もないことからすると，現時点においては，理由を明らかにさせる扱いに変更するまでのことはないとする。

他方で，A案による場合には，例えば，離婚後，自分の子と元妻（又は元夫）とが同一戸籍に記載されている場合には，元夫（又は元妻）は，自分の子の直系尊属として，理由を明らかにすることなく当該戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができることとなり，好ましくないとの意見もある。

（注1）「戸籍に記載されている者の配偶者」がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合とは（「第1の1（2）の（注2）」参照），例えば，婚姻によって除籍された夫（又は妻）の戸籍，すなわち，婚姻により新しく夫婦の戸籍が編製された場合に，婚姻前の夫（又は妻）の戸籍について，妻（又は夫）がその謄抄本等の交付請求をする場合や，日本人の配偶者である外国人が当該日本人の戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合である。外国人については，戸籍は編製されず，そのため日本人の配偶者である外国人は戸籍に記載されている者には該当しないので，例えば，外国人である妻が，日本人である夫が記載されている戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合は，「戸籍に記載されている者の配偶者」がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合として取り扱われる。

また，「戸籍に記載されている者の配偶者」には，離婚又は死別等により婚姻関係が解消された者は含まれない。

(注2)「戸籍に記載されている者の直系尊属(又は直系卑属)」には、相互に血縁関係にある者だけでなく、養子縁組により法定血族関係にある者も含まれるが、離縁等により縁組関係が解消された者は含まれない。特別養子縁組の場合には、養子となる者と実方との親族関係が断絶することになるので、養子と実方の直系尊属は含まれない。

(注3) 戸籍に記載されている者の傍系親族は、戸籍に記載されている者の戸籍の謄抄本等の交付請求について特別の取扱いはしないので、前記(1)によることとなる。

#### (イ) B案

B案は、現行の戸籍法の下での取扱いを変更し、戸籍に記載されている者の配偶者、直系尊属又は直系卑属は、理由を明らかにすることなく当該戸籍の謄抄本等の交付請求をすることはできず、前記(1)により当該戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるにすぎないとするものである。

B案は、自分が戸籍に記載されていない以上は、自分の配偶者、直系尊属及び直系卑属が記載されている戸籍であっても、その戸籍の記載事項を知ることについては、前記(1)の要件を満たすべきであるとする考え方によるものである。

部会の多数意見はA案であり、B案は少数意見であった。また、部会では、戸籍に記載されている者又はその者と近い(例えば、一親等内等)の直系尊属又は直系卑属は、理由を明らかにすることなくその戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるという少数意見もあった。なお、部会での検討過程においては、戸籍に記載されている者又はその直系尊属若しくは直系卑属は、理由を明らかにすることなくその戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるという考え方(A案と異なり、戸籍に記載されている者の配偶者は、前記(1)によることとなる。)や、戸籍に記載されている者は、理由を明らかにすることなくその者に係る戸籍の抄本(個人事項)(「第1の3の(注1),(注2)」参照)についてのみ交付請求をすることができるという考え方も示された。

なお、A案・B案のいずれによる場合でも、戸籍に記載されている者がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には、交付請求者は、市町村長に対し、自分が戸籍に記載されている者に当たることを明らかにしなければならないこととなるが、後記2の本人確認等（「第1の2」関連）により、交付請求者本人であることが明らかにされたとき（代理人又は使者によって交付請求をする場合には、委任状等によって本人がその権限を付与したことも明らかにされたとき）は、同時に自分が戸籍に記載されている者に当たることを明らかにしたことになるものと考えられる。また、A案による場合には、戸籍に記載されている者の配偶者、直系尊属又は直系卑属がその戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合は特別の取扱いがされることとなるので、交付請求者は、市町村長に対し、自分（代理人又は使者によって交付請求をする場合には、本人）がその戸籍に記載されている者の配偶者、直系尊属又は直系卑属に当たることを自己とその戸籍に記載されている者との関係を示す戸籍の謄抄本を必要に応じて示すこと等によって明らかにしなければならないこととなる。

**（3）国又は地方公共団体の事務を行う機関等がその事務を遂行するために必要があることを明らかにして交付請求をする場合（「第1の1（3）」関連）**

この要件は、国又は地方公共団体の事務を行う機関等がその事務を遂行するために戸籍の謄抄本等を利用する必要がある場合には、その利用が認められるべきであるという考え方によるものである。最近においては、国又は地方公共団体の事務を独立行政法人が行い、更には民間事業者が行うことも増えてきていることにかんがみ、ここでも前記（1）アの後段と同様、国又は地方公共団体に限定せず、国又は地方公共団体の事務を行う機関「等」とするものである（「第1の1（1）の（注2）」参照）。ところで、現行の戸籍法の下においては、国又は地方公共団体の職員が職務上請求する場合には、例外的措置として、請求の事由を明らかにする必要はないとされているが、部会においては、個人情報保護の観点から、このような例外的措置を認めるべきではなく、国又は地方公共団体の事務を行う機関等が戸籍の謄抄本

等の交付請求をする場合については，その事務を遂行するために必要があることを明らかにしなければならないとする考え方が支持されたため，そのような提案を行っている（注）。

（注）部会においては，別表法人についても，請求の事由を明らかにする必要はないという例外的措置を認めるべきではないという考え方が支持されたが，別表法人の取扱いについては，当該法人が国又は地方公共団体の事務を行う場合であるかどうかにより，本要件によるか，それとも前記（１）の要件によるかが判断されることとなる。

#### （４）弁護士等が交付請求をする場合（「第１の１（４）」関連）

現行の戸籍法の下においては，弁護士等が職務上請求する場合には，例外的措置として，請求の事由を明らかにする必要はないとされているが，部会においては，個人情報保護の観点から，このような例外的措置を認めるべきではなく，弁護士等が戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合についても，理由を明らかにしなければならないという考え方が支持された。しかし，弁護士等が戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合に明らかにしなければならない理由の内容については，意見が分かれたため，試案は，「第１の１（４）」のとおり，Ａ案とＢ案を両論併記している。両案の内容は，弁護士等（「第１の１（４）」の（注１）」参照）（注１）が戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合に，理由を具体的に明らかにする必要があるかどうかという点が異なっている。

##### ア Ａ案

「第１の１（４）」のとおり，試案は，Ａ１案とＡ２案とを併記するところ，両案の内容は，受任事件の依頼者につき前記（１）アの必要があることを明らかにし，又はイに該当することを示す必要があることについては一致しているものの，受任事件の依頼者の氏名を明らかにする必要があるかどうかという点が異なっている。Ａ２案は，Ａ１案によると明らかにする必要があるとされている内容のうち，受任事件の依頼者の氏名についてはこれを明らかにする必要はないとして提案されたものである。

A 1 案を支持する意見は、その理由として、 弁護士等が戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるのは、受任事件の依頼者について前記（１）ア又はイに該当する場合に限られると考えるべきであり、したがって、受任事件の依頼者の氏名を明らかにするとともに、その依頼者につき前記（１）アの必要があることを明らかにし、又はイに該当することを示さなければならないはずであること、 弁護士等が関与する戸籍の謄抄本等の不正取得事件が多数発生し、社会的な影響も大きいことからすると、弁護士等についてのみ簡潔な理由を明らかにすれば足りるという例外扱いを認めるべきではなく、受任事件の依頼者の氏名等を記載することにより、戸籍の謄抄本等の不正請求を防止すべきであること、 戸籍に記載されている者の個人情報を保護する観点からは、弁護士等による戸籍の謄抄本等の交付請求についても、受任事件の依頼者の氏名を明らかにするとともに、その依頼者につき前記（１）アの必要があることを明らかにし、又はイに該当することを示す必要性があるとすべきであり、このことは、その明示先が守秘義務が課されている市町村の戸籍事務担当職員であることからすると、弁護士等の守秘義務との関係を考慮してもやむを得ないものと考えられること、 受任事件の依頼者が自分で戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には、交付請求者として自分の氏名等を明らかにしなければならないのであるから、弁護士等に依頼した場合であっても同じ程度の内容が明らかにされることはやむを得ないと考えられることを挙げる（「第 1 の 1（４）の（注 3）の前段」参照）。

A 2 案は、A 1 案同様、弁護士等が職務上請求する場合であっても、理由を具体的に明らかにする必要があるとする点では共通するが、受任事件の依頼者の氏名に関わる点については、特に弁護士等の守秘義務にかんがみ、後記イの B 案が挙げる理由の から が妥当とする（「第 1 の 1（４）の（注 3）の後段」参照）。

#### イ B 案

B 案は、弁護士等は、受任事件の依頼者の氏名や、その依頼者につき前記（１）アの必要があることを明らかにする必要はなく、また、イに該当することを示す必要もないのであって、使用目的及び提出先（例えば、「使



用目的「相続人の特定」,「提出先 地方裁判所」等)を明らかにすれば足りるとするものである(「第1の1(4)の(注4)」参照)(注2)。

B案を支持する意見は,その理由として, 弁護士等が戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる範囲は受任事件の依頼者のそれよりも広いこともあると考えるべきこと(注3), 受任事件の依頼者の氏名等を記載したとしても,その依頼者につき前記(1)アの必要があるかどうか,また,イに該当するかどうかを厳密に判断することはできず,必ずしも不正請求の防止にも役立たないこと, 弁護士等の中の一部の者の不正を全体に及ぼして過剰な規制を加えるべきではないこと, 弁護士等は受任事件の依頼者との関係で守秘義務があることから,市町村の戸籍事務担当職員に対しても受任事件の依頼者の氏名等を明らかにすることはできないこと, 受任事件の依頼者の氏名等を明らかにすることとなると,受任事件の依頼者のみならず,その戸籍に記載されている者のプライバシーとの関係で問題がある(例えば,婚約破棄による損害賠償請求の場合や,離婚訴訟の場合に,受任事件の依頼者と戸籍に記載されている者がそのような事件の関係者であることが市町村の戸籍事務担当職員に判明してしまう。)ことを挙げる。

(注1) 弁護士等とは, 弁護士, 司法書士, 土地家屋調査士, 税理士, 社会保険労務士, 弁理士, 海事代理士及び行政書士をいうが, 部会では, 弁護士及び簡易裁判所における訴訟代理人となりうる司法書士とその他の者とを区別して考えることも検討すべきであるとの指摘があった。

(注2) 弁護士等が職務上交付請求をするに当たり, 受任事件の依頼者の氏名等を記載しなければならないものとするかどうかは, 後記4の問題とも関連する(後記4のB案によって交付請求書の全部が開示されることとなると, 交付請求書に受任事件の依頼者の氏名等が記載されていれば, 受任事件の依頼者の氏名も開示されることとなる。)

(注3) 弁護士等が戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる範囲については, 受任事件の依頼者のそれと同じであるとする意見と, それよりも広いこともあるとする意見があった。前者の意見は, 弁護士等は, 受任事件の依頼者との委

任契約に基づき特定の事務を処理するものであるから、受任事件の依頼者本人が交付請求をすることができないのに、その範囲を超えて交付請求をすることができるとするのは不合理であるということとその根拠として挙げる。これに対し、後者の意見は、特に弁護士は実体的真実の発見等の職責を負うものであるから、交付請求をすることができる範囲は受任事件の依頼者のそれよりも広いこともあるということとその根拠として挙げる。前者の意見はA案に結び付き、後者の意見はB案に結び付きやすいということ是可以する。しかし、前者の意見を前提としても、弁護士等に対する信頼にかんがみ、交付請求の際に明らかにすべき内容はB案のように簡潔な理由で足りるとする考え方もありうる。他方、B案は、使用目的及び提出先のみを明らかにすれば足りるとするものであるから、A1案、A2案のように受任事件の処理に当たっての依頼者の権利・権限行使の必要性といった観点には縛られるものではなく、弁護士等がその職務を行う上で必要であれば広く一般に交付請求を許容すべきであるとする考え方にも結び付き得る。

このような考え方の相違は、例えば、弁護士等が、破産管財人、相続財産管理人、刑事弁護人（国選の場合も私選の場合も取扱いは同様であると考えられる。）等に選任され、依頼者や受任事件から離れて法令に基づく固有の権限行使の一環として交付請求をする場合等に現実化する。A案は、受任事件の依頼者の存在を前提とするので、依頼者を前提としないこのような交付請求は前記（1）アの前段の要件に従って行うこととなる（刑事弁護人については国選・私選を問わず依頼者の存在しない場合であると理解する。）。他方、B案による場合は、弁護士等が交付請求をすることができる範囲について受任事件の依頼者のそれと同じであるか又はそれよりも広いこともあるが、いずれにしても受任事件の依頼者の存在を前提とする考え方を根拠とするときは、A案による場合と同様に前記（1）アの前段の要件に従って交付請求することとなるが、

弁護士等は受任事件の依頼者の存在を要件とせず、広く職務上請求することができるという前記の最後の考え方を根拠とするときは、（4）の本要件に従って交付請求できると整理することも可能と考えられる。そして、この考え方をとる場合には、さらに、前記（1）アの前段の要件又は（4）の本要件のいずれにより交付請求するかは、弁護士等が選択をすることができるという考え



方もありうるので、この点についてはなお検討する（前記（１）のＡの前段の（注）参照）。

なお、部会では、Ｂ案の根拠として、少年事件の付添人弁護士が交付請求をする場合のように、事件の性質上、請求の理由を具体的に明らかにし難い場合もあるという点を指摘する意見も出された。

#### （参考）弁護士等であることの確認

Ａ案による場合であっても、Ｂ案による場合であっても、弁護士等が職務上戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合については、自ら交付請求者本人として当該交付請求をするものであり、代理人として当該交付請求をするものではないから、委任状を提出する必要はない（「第１の１（４）の（注２）」、「第１の２（２）」参照）（注１）。このように、弁護士等が職務上請求をする場合については、代理人が交付請求をする場合と異なることとなるので、当該交付請求者が弁護士等であるかどうかを確認する必要がある（「第１の１（４）の（注２）」参照）。この確認の具体的な方法としては、現在、職務上請求用紙（注２）によって弁護士等であることの確認を行う運用がされているが、これに加えて、次のようなものが考えられる。

##### （ア）弁護士等本人が直接窓口で交付請求をする場合

弁護士等が所属する団体が発行する証明書（以下「弁護士証等」という。）又は弁護士等のみが所持するバッジ等により確認を行うことが考えられる。

##### （イ）弁護士等本人が郵送で交付請求をする場合

弁護士証等の写しを同封することによる確認又は返送先が弁護士等の事務所とされていることによる確認を行うことが考えられる。

##### （ウ）弁護士等の事務所の事務員等が窓口で交付請求をする場合

弁護士証等の写しにより確認することが考えられる。

（注１）弁護士等であることを偽って交付請求をした場合には、弁護士法等の各業法

により処罰される。

(注2)職務上請求用紙とは、法務省民事局長からの依頼を受けて弁護士等が所属する団体が作成している統一用紙であり、その団体に所属する弁護士等のみに交付されるものである。

#### (5) 追加資料の提示等(「第1の1(5)」関連)

試案では、「第1の1(5)」のとおり、市町村長は、戸籍の謄抄本等の交付請求の要件について確認するため、交付請求者に資料の提示等を求めることができるものとされている。これは、市町村長は、戸籍の謄抄本等の交付請求の要件を確認するため必要と認める場合には、交付請求者に対し、交付請求書による疎明のほかに、追加資料の提示等を求めることができるという趣旨であり、市町村長がそのような権限を有することを明らかにしたものである。

現行の戸籍法は、戸籍の謄抄本等の交付請求は、法務省令で定める場合を除き、請求の事由を明らかにしてしなければならないと規定し(戸籍法第10条第2項)、また、市町村長は、当該交付請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができると規定している(戸籍法第10条第3項)。これは、国民のプライバシー保護の観点から、戸籍の不当な利用を排除しようとする趣旨である。そのため、戸籍実務上、市町村長は、請求の事由が真実であるかどうかを確認する必要があると認めるときは、交付請求者に対し、交付請求書による疎明のほかに、追加資料の提示等を求める取扱いもされている(例えば、貸金業者から、貸金債権を回収するため、死亡した債務者の相続人を特定する必要があるとの理由で当該債務者の戸籍の謄抄本等の交付請求があった場合には、市町村長は、当該貸金業者に金銭消費貸借契約書等の写しの提示等を求める取扱いがされている。)

今回の戸籍の公開制度の見直しにおいては、個人情報保護の観点から戸籍公開の原則を維持しないものとするにかんがみると、市町村長は、理由を明らかにすることなく交付請求をすることができる場合(「第1の1(2)」参照)を除いた、戸籍の謄抄本等の交付請求すべてについて、当該交付請求の要件(「第1の1(1)」、「(3)」及び「(4)」参照)に該当するか

どうかを確認するため、交付請求者に対し、交付請求書に加えて、一律に疎明資料の添付等を求めるべきであるとの考え方もありうるところであるが、これでは交付請求者に必要以上の負担を求めることになる上、市町村長の事務負担が過大となり、大量の戸籍の謄抄本等の交付事務を迅速に処理することが困難となるという弊害が生ずる。また、交付請求書の記載による疎明で足りる場合も少なくないと考えられる。このため、試案は、市町村長は、戸籍の謄抄本等の交付請求の要件について確認するために必要と認める場合に限って、交付請求者に追加資料の提示等を求めることができるものとしている。

## 2 本人確認等（「第1の2」関連）

現行の戸籍法には、戸籍の謄抄本等の交付請求の際に交付請求者等の本人確認を行う旨の規定は設けられていない。しかし、現行の戸籍法の下では、前記のとおり、戸籍に記載されている者等法務省令で定める一定の者は、請求の事由を明らかにすることなく戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができることから、第三者がこれら一定の者になりすますことによって他人の戸籍の謄抄本等の交付請求をするという不正事件が発生しており、このような交付請求をできるだけ未然に防止するための措置を講じる必要がある。また、現行の戸籍法上、戸籍の謄抄本等を不正に取得した者に対する過料の制裁規定が設けられているが、このような不正取得事件が事後に発覚した場合であっても、不正取得者の人定が明らかでなければ、事後的な責任を追及することができないこととなる。

戸籍実務においては、個人情報保護に対する国民の意識の高まりを背景に、市町村の窓口への出頭により戸籍の謄抄本等の交付請求（以下「窓口請求」という。）がされる場合には37.4パーセントの市町村において、郵送により戸籍の謄抄本等の交付請求（以下「郵送請求」という。）がされる場合には47.0パーセントの市町村において、それぞれ戸籍の謄抄本等の交付請求の際の本人確認が実施されるに至っている。これに加え、実務界からは、戸籍の謄抄本等の交付請求の際の本人確認の全国的な実施を求める要望が出されている。このような情勢にかんがみ、試案は、戸籍の謄抄本等の交付請求の際に交

付請求者等の本人確認を行うことを法制化しようとするものである。

## (1) 本人確認(「第1の2(1)」関連)

### ア 本人確認の意義

「第1の2(1)」のとおり、窓口請求の場合には、出頭した者が交付請求者であるときは、自己が交付請求者本人であることを明らかにしなければならないものとし、また、窓口に出頭した者が交付請求者の代理人又は使者であるときは、自己がその代理人本人又はその使者本人であることを明らかにしなければならないものとし、市町村長は、これが明らかにされないときは、窓口に出頭している者に対し、戸籍の謄抄本等の交付を拒むこととするものである。

また、郵送請求の場合には、市町村長は、戸籍の謄抄本等の交付請求書を投函した者と対面するわけではないことから、本人確認の対象者については、郵送されてきた交付請求書の記載に応じた仕組みとせざるを得ない。このため、交付請求書に交付請求者だけが記載されている場合には、交付請求者が自己が交付請求者本人であることを明らかにしなければならないものとし、交付請求書に交付請求者のほかにその代理人又は使者が記載されている場合には、その代理人又は使者がそれぞれ自己がその代理人本人又はその使者本人であることを明らかにしなければならないものとし、市町村長は、これが明らかにされないときは、返送先に戸籍の謄抄本等を郵送しないこととするものである(注)。

この本人確認は、本来、当該戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができない者が、他人になりすますことによって不正に当該戸籍の謄抄本等の交付を受けることを未然に防止するために行われる。

また、この本人確認を行うことにより、戸籍の謄抄本等の交付を受けた者が前記1(1)ア又はイの要件や、前記1(3)又は(4)の要件を偽ったことが事後に発覚した場合には、このような不正取得者に対する事後的な責任を追求する手がかりを得ることができることから、この本人確認を実施することは、このような不正行為を防止する牽制的効果も有するものである。

(注) 使用者が郵送で交付請求する場合とは、例えば、弁護士事務所の事務員が前記 1(4)によって交付請求するような場合である。

## イ 本人確認の方法

現在、戸籍の謄抄本等の交付請求の際に交付請求者等の本人確認を実施している市町村では、原則として運転免許証、旅券等の書類の提示を受けの方法により本人確認を行っているが、このほか戸籍事務担当者が窓口に出頭している者に対し、戸籍によって確認することができる親族関係等について説明を求める方法により本人確認を行ったり、戸籍事務担当者が窓口に出頭している者と面識を有しているときは、そのような面識も本人確認の一方法として取り扱う運用がされている。このような市町村における実情を考慮し、試案は、戸籍の謄抄本等の交付請求者(代理人又は使用者によって交付請求がされる場合には、代理人又は使用者。以下同じ。)は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他市町村長が相当と認める方法により、交付請求者本人であることを明らかにしなければならないとするものである(注)。

具体的には、窓口請求の場合には、運転免許証、旅券、写真付きの住民基本台帳カード等の官公署が発行した写真付き証明書の提示による確認(窓口に出頭している者の顔と証明書の写真とを照合しながらの確認)を原則とするが、各市町村の実情に応じて、官公署が発行したその他の証明書(写真付きでないもの)の提示による確認、民間企業等が発行した証明書等(学生証、社員証等)の提示による確認、窓口に出頭している者に対し、戸籍によって確認することができる親族関係等の説明を求めることによる確認、戸籍事務担当者が窓口に出頭している者と面識を有しているときは、そのような面識を利用した確認についても認められるものと考えられる。

郵送請求の場合には、官公署が発行した写真付き証明書の写しを同封することを原則とするが(ただし、窓口請求の場合と異なり、証明書の写真と見比べる対象者はいない。)、この場合も各市町村の実情に応じて、前記



、 の書類の写しの同封による確認についても認められるものと考えられる。また、戸籍に記載されている者又は当該市町村内に本籍若しくは住所を有する者からの交付請求の場合には、返送先が当該市町村において管理している、その者の戸籍の附票上の現住所（住民基本台帳上の現住所でもある。）とされていれば、交付請求者本人であることを明らかにしたものとして取り扱う運用も想定している（「第1の2の（注）」参照）。

（注）本人確認の実施の詳細については、各市町村長にゆだねることが適当であると考えられる。なお、民間企業等が発行した証明書等には様々なものがあることを配慮する必要がある。

## （2）代理人又は使者の権限の確認（「第1の2（2）」関連）

### ア 権限の確認の意義

戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる者（本人）が、第三者（代理人又は使者）に対し、自分に代わって戸籍の謄抄本等の交付請求を行い、その交付を受けるよう依頼することがある。このように代理人又は使者によって戸籍の謄抄本等の交付請求がされる場合には、代理人又は使者と称する者が本当に本人から戸籍の謄抄本等の交付請求とその受領とを依頼されているのかどうかを確認する必要がある。これは、前記2（1）の本人確認とは異なる、代理人又は使者の権限の確認である。

現行の戸籍法においては、代理人又は使者によって戸籍の謄抄本等の交付請求がされる場合に、代理人又は使者が市町村長に対し、その権限を明らかにしなければならない旨の規定は設けられていないが、代理人の場合には、従来、委任状により代理権限の確認が行われている。これに対し、使者については、あくまでも本人の手足にすぎないとの考え方から、これまでその権限の確認が行われていないのが通例であった。しかし、使者の場合も、実際に戸籍の謄抄本等の引渡しを受けるのは使者であるから、権限の確認の必要性は代理人と異ならないはずである。したがって、使者についても、本人から依頼されていることの確認が必要であると考えられる。

このようなことから、試案は、代理人又は使者は、市町村長に対し、委

任状（委任状という表題は付されていないが，本人が権限を与えた旨が記載されている書類を含む。以下同じ。）を提出する方法その他市町村長が相当と認める方法により，その権限を明らかにしなければならないとするものである。

この点に関して，偽造された委任状が使用されて不正に戸籍の謄抄本等が取得されるという事件も起こっていることから，部会においては，代理人又は使用者を使うことによって，それを使う本人についての本人確認が緩和されることは適当でなく，委任状に加えて，本人の運転免許証等の写しを提出させるべきではないかとの意見も出された。しかし，委任状の真正については，有印私文書偽造・同行使等（刑法第159条，第161条）という刑罰による制裁で担保されていること，代理人又は使用者の本人確認を行うことによって委任状の偽造を防止する効果が期待できること，運転免許証等の写しを他人である代理人や使用者に渡すことへの抵抗感があると予想されることを考慮し，本人の運転免許証等の写しを一律に提出させるものとはしないものとするのが適当であるという意見が多数を占めた。もっとも，市町村長が，委任状が真正に作成されたかどうかを確認するために必要と認める場合に，その確認方法の一つとして，本人の運転免許証等の写しの提出を求めることを否定するものではない。

なお，弁護士等は，前記1（4）によって，職務上戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には，受任事件を処理するという自己の事務を遂行するために戸籍の謄抄本等の交付請求をするものであり，依頼者を代理して戸籍の謄抄本等の交付請求をするものではないので，ここでいう代理人には含まれない（「第1の1（4）の（注2）」，「第1の2（2）」参照）。

#### イ 具体的な確認方法

代理人又は使用者の権限の確認の具体的な方法については，原則として，本人が作成した委任状の提出によって行うものとするが，以下の（ア），（イ）又は（ウ）の方法によることも考えられる（注）。

- （ア）国又は地方公共団体の事務を行う機関等の職員が窓口で戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には，当該機関等が発行した身分証明書を提示する方法によることが考えられる。

(イ) 法人の社員が窓口で戸籍の謄抄本等の交付請求する場合には、当該法人が発行した社員証を提示する方法によることが考えられる。なお、この方法によるとすると、法人の社員が、社員証等を窓口で提示し、当該法人についての必要性を装って、無断で、戸籍の謄抄本等の不正請求を行うおそれがあるとの指摘もある。

(ウ) 弁護士等の事務所の事務員等が戸籍の謄抄本等の交付請求する場合には、当該弁護士等が発行した事務員証等を提示する方法によることが考えられる。なお、この方法によるとすると、事務員が、事務員証等を窓口で提示し、弁護士等による職務上の請求を装って、無断で、戸籍の謄抄本等の不正請求を行うおそれがあるとの指摘もある。

(注)(ア),(イ)又は(ウ)の場合については、市町村長が(ア),(イ)又は(ウ)の書類ではその権限を確認することができないと認めるときに、委任状の提出を求めることを否定するものではない。

### 3 交付すべき証明書(「第1の3」関連)

現行の戸籍法の下では、戸籍の謄抄本等の交付請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができるとされているにとどまり(戸籍法第10条第3項)、戸籍の謄本の交付請求がされた場合に、戸籍の謄本に代えて、戸籍の抄本(個人事項)(「第1の4の(注1),(注2)」参照)を交付することができる旨の規定はないことから、市町村長が、交付請求者の同意を得ないで、戸籍の謄本に代えて、戸籍の抄本(個人事項)を交付することは許されず、戸籍の謄本又は抄本(個人事項)のどちらを請求するかは、交付請求者の任意にゆだねられていると考えられている。

前記1(2)の者については、理由を明らかにすることなく、特定の戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとするのであるから、この場合には、現行の戸籍法の下での取扱いと同様に、市町村長は、交付請求者の同意を得ないで、戸籍の謄本に代えて、戸籍の抄本(個人事項)を交付することは許されないものと考えられる。これに対し、前記1(1),(3)又は(4)の者については、それぞれの要件に従って理由を明らかにしなければ、戸籍の謄



抄本等の交付請求をすることができないものとするところ，理由で示された請求の目的から戸籍の抄本（個人事項）の利用で足りる場合にまで，市町村長は戸籍の謄本を交付しなければならないものとするのは，個人情報の保護の要請にかんがみ適当でない。他方，市町村長にとっては，戸籍の抄本（個人事項）で足りるのか，戸籍の謄本が必要であるのかを請求の目的から判断することは必ずしも容易ではなく，また，それを判断するために更に詳細な事情を聴取することとすると，戸籍の謄抄本等の交付事務を迅速に処理することが困難となって弊害が大きい。そこで，市町村長は，前記１（１），（３）又は（４）の者から戸籍の謄本の交付請求があった場合において，請求の目的から戸籍の抄本（個人事項）で足りることが「明らかなき」は，戸籍の謄本に代えて，戸籍の抄本（個人事項）の交付をすることができるという仕組みをとるものとしている（注）。以上の考え方については，部会の大勢がこれを支持したが，このような仕組みをとったとしても，なお市町村長の事務負担の増加や，謄本を求める交付請求者と市町村長との間でのトラブルの発生を懸念する少数意見もあった。

（注）戸籍の抄本（個人事項）で足りることが明らかなき場合とは，例えば，戸籍に記載されている者のうちの一人の氏名，生年月日，死亡事項等を確認するために交付請求がされていることが明らかなき場合が考えられる。

部会では，前記の考え方をさらに進め，前記１（１），（３）又は（４）の者から戸籍の謄本又は戸籍の抄本（個人事項）の交付請求があった場合であっても，市町村長は，請求の目的から戸籍の抄本（一部事項）で足りることが明らかなきは，戸籍の謄本又は戸籍の抄本（個人事項）に代えて，戸籍の抄本（一部事項）を交付することができるものとすべきである，との意見も出された（「第１の４の（注３）」参照）。

しかし，戸籍の抄本（一部事項）の交付については，以下のアからウまでの問題点が指摘され，今後更に検討することとされた。

ア 市町村長が，交付請求ごとに請求の目的から戸籍の抄本（個人事項）で足りるかどうかということ以上に，請求の目的から戸籍の抄本（一部事項）で

足りるかどうかということまで判断する仕組みをとると、市町村長が大量の戸籍の謄抄本等の交付事務を迅速に処理することに困難を来すおそれがある。

イ 戸籍の抄本（一部事項）では、それに記載がされていない事項（例えば、婚姻事項や死亡事項）については、戸籍の原本に当該記載が存在しない（婚姻していない、又は死亡していない）ため戸籍の抄本（一部事項）に記載がされていないのか、戸籍の原本に当該記載は存在する（婚姻している、又は死亡している）が省略されたため戸籍の抄本（一部事項）に記載されていないのかを判別することができない。したがって、戸籍の抄本（一部事項）については、そのような前提で、戸籍を利用する者からの任意の請求に応じて交付されるべきであって、市町村の方から、戸籍を利用する者の同意を得ないで、戸籍の謄本又は戸籍の抄本（個人事項）に代えて、戸籍の抄本（一部事項）を交付することができるものとするのは適当でない。

ウ 磁気ディスクをもって調製された戸籍でない、いわゆる紙の戸籍については、特に戸籍の抄本（一部事項）を作成する事務の負担が過大となり、現実的でない。

（後注1）部会では、戸籍は、個人を同定する機能をも有している（第2柱書の（注）参照）という観点から、個人を同定する事項（例えば、氏名、生年月日等）に関する証明という仕組みも考えるべきではないか、という意見もあった。この意見は、個人を同定する事項については、広く一般の利用に供されるべきものであり、何人でも、緩和された要件の下で、個人を同定する事項に関する証明書の交付請求をすることができるものとすべきであるという考え方によるものである。

（後注2）戸籍の謄本、戸籍の抄本（個人事項）、戸籍の抄本（一部事項）の例については、別紙1を、戸籍の全部記載事項証明書、戸籍の個人事項証明書及び戸籍の一部事項証明書の例については、別紙2を参照。

#### 4 交付請求書の開示（「第1の4」関連）

戸籍に記載されている者からその戸籍の謄抄本等の交付請求書につき開示請

求があった場合の取扱いについては、現行の戸籍法には規定がなく、各市町村の個人情報保護条例等の規定に基づき、その開示・不開示が決定されるという取扱いがされている。その取扱いの詳細は各市町村によって異なるが、一般的には、交付請求者が法人の代表者や弁護士等である場合を除き、交付請求者の氏名等の個人を識別することができる情報については、個人情報保護の観点から不開示とされる例が多いようである。また、代理人又は使用者によって交付請求がされる場合には、代理人又は使用者の氏名等の個人を識別することができる情報については、同様の理由で不開示とされる例が多いようである。

「第1の4」のとおり、試案は、現行どおり各市町村の取扱いにゆだねるA案と開示請求についての規定を設けるB案とを併記している。部会では、A案とB案につき、それぞれ支持する意見があったため、両論併記とされたものであるが、多数の意見はA案を支持するものであった。

#### (1) A案

A案は、戸籍法にB案のような特別な規定を設けることは適当でないという考え方である。A案による場合には、戸籍に記載されている者がその戸籍の謄抄本等の交付請求書につき開示請求をした場合には、各市町村の個人情報保護条例等の規定により、その開示・不開示が決定されることとなる。

A案を支持する意見は、その理由として、交付請求者が個人の立場で交付請求をしている場合には、当該交付請求者の氏名は、開示請求者にとっては第三者の個人情報であるから、情報公開及び個人情報保護に関する法制上、開示されないことが原則とされており、戸籍の謄抄本等の交付請求書についてのみ例外規定を設けることは適当でないと考えられること、戸籍の謄抄本等の不正請求の防止については、今回の見直しにより、交付請求をすることができる場合の制限、本人確認の実施、不正請求に対する制裁の強化（後記第5の2参照）等により対応されていること、交付請求者の氏名が開示されると交付請求者に不利益を与えるおそれもある（例えば、詐欺行為取消請求訴訟の準備のために交付請求を行う場合（注）や、DV被害者である妻が離婚訴訟の準備として、その戸籍の謄抄本等の交付請求を行う場合に、交付請求者がそのような訴訟の準備をしていることが戸籍に記載されている被告となる者に知れてしまう。）ことを挙げる。

(注) この点は、詐欺行為の立証のために戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができ  
るものとするかどうかに関連する。前記1(1)のAの前段参照。

## (2) B案

B案は、戸籍法に交付請求書の全部を開示しなければならないとの規定を設けるべきであるという考え方である。B案による場合には、戸籍に記載されている者からその戸籍の謄抄本等の交付請求書につき開示請求があった場合には、当該交付請求書に記載された交付請求者の氏名及び住所並びに代理人又は使者の氏名及び住所が開示されることとなる(「第1の4の(注2)」参照)(注)。

B案を支持する意見は、その理由として、自分の戸籍の情報を誰が取得したのかを知ることは当然の権利であると考えべきこと、交付請求者の氏名が開示されるとすると、戸籍の謄抄本等の不正請求に対する有効な牽制手段になりうることを挙げる。

(注) 弁護士等からの交付請求については、前記1(4)のとおり、交付請求書に受任事件の依頼者の氏名等が記載されるべきかという議論があるが、1(4)においてA1案がとられ、受任事件の依頼者の氏名等が記載され、本項においてB案がとられることとなれば、戸籍に記載されている者が交付請求書の開示請求をした場合には、当該受任事件の依頼者の氏名も開示されることとなる。

## 第3 除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求(「第2」関連)

除かれた戸籍(前記第1の2の(注1)参照)も、一定の場合には、国民の親族的身分関係を公証するために必要である。例えば、相続人を特定するためには、死亡者の生前の身分関係を特定する必要があるが、また、他の戸籍へ入籍したために除籍された者については、その身分関係のすべてが入籍後の戸籍に移記されるとは限らないので、除かれた戸籍により移記されなかった身分関係を確認する必要がある。他方、現在の親族的身分関係を公証するためには、通常は、戸籍を利用することによって足りる上、除かれた戸籍の中には、旧民法

における「庶子」、「私生子」等の記載のほか、族称といわれる「華族」、「士族」、「平民」の記載が残っているものもあり、出生地の記載として「刑務所」、死亡地の記載として「鉄道線路上」等の記載がされているものもある。このようなことから、除かれた戸籍の公開については、昭和51年の戸籍法の一部改正の際に、国民のプライバシーの保護の観点から、戸籍よりも慎重に対処することが必要とされ、戸籍よりも厳しい公開制度が取り入れられた。

現行の戸籍法の下では、除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる者を限定的に掲げている。すなわち、除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属、国又は地方公共団体の職員、

別表法人の役員及び弁護士等は、除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとされている（戸籍法第12条の2第1項、戸籍法施行規則第11条の3第1項）。なお、前記及びに掲げる者からの請求は、職務上必要とする場合に限られる（戸籍法施行規則第11条の3第2項）。これらの者以外の者は、一定の場合に限り、除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとされ、この場合においては、一定の場合に該当することを明らかにしなければならないものとされている。すなわち、前記からまでに掲げる者以外の者は、(a)相続関係を証明する必要がある場合、(b)裁判所その他の官公署に提出する必要がある場合又は(c)除かれた戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合に限り、除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとされ(戸籍法第12条の2第2項、戸籍法施行規則第11条の4第1項)、この場合においては、交付請求者は、(a)から(c)までのいずれかに該当することを明らかにしなければならないとされている（戸籍法施行規則第11条の4第2項）。

このように除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求については、戸籍の謄抄本等の交付請求よりも厳しい制限が付されているが、戸籍の謄抄本等の交付請求と同様に、交付請求の際に本人確認を行うこと、代理人又は使用者によって交付請求がされる場合にその権限の確認を行うこと等についての規定はない。

前記第2のとおり、今回の見直しにより、戸籍の謄抄本等の交付請求ができる場合を制限するとともに、交付請求の際に本人確認を行うこと、代理人又は使用者によって交付請求がされる場合にその権限の確認を行うこと等について規

定を設けるものとし、現在の除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求よりも厳しい公開制度とすることから、除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求についても、戸籍の謄抄本等の交付請求と同様のものとするのが適当であると考えられる。

なお、部会においては、除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求については、現行の戸籍法の下では、戸籍の謄抄本等の交付請求よりも厳しい公開に対する制限が付されていたのであるから、見直し後の戸籍の謄抄本等の交付請求よりも更に厳しくする必要はないかという点が検討された。昭和51年の戸籍法の一部改正の際に、除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求が戸籍の謄抄本等の交付請求よりも厳しい制限が付されたのは、前記のとおり、現在の親族的身分関係の公証のためには、通常は、戸籍の利用で足りるということと、除かれた戸籍の記載には、国民のプライバシーの保護の観点からより慎重な取扱いをすべき記載事項が含まれているということからであった。前者については、現在も、除かれた戸籍の利用の割合は戸籍の利用の割合よりも少ないことから、国民の親族的身分関係の公証のためには、通常は、戸籍の利用で足りるということに変わりはないと考えられる。他方、後者については、昭和51年の戸籍法の一部改正の当時は、国民のプライバシーの保護の観点からより慎重な取扱いをすべきであると考えられる記載事項を塗抹する作業が行われている途中であったが、既にこの作業を完了しているという事情がある。したがって、現時点においては、除かれた戸籍の公開の要件について、見直し後の戸籍の公開の要件よりも更に厳しくする根拠はないものと考えられる。

## 第4 届出人の本人確認等（「第3」関連）

### 1 届出人の本人確認を行う場合（「第3の1」関連）

#### （1）届出人の本人確認の必要性

近年において、当事者が知らない間に第三者によって虚偽の婚姻届や養子縁組届が提出され、戸籍に真実でない記載がされるという事件が相次いでいる。そのような事件の例としては、Aが自己の氏を変えて消費者金融から借入れを行う目的や携帯電話を購入して転売する目的で、Bの知らない間に、AがBの氏を称して養子となる旨の養子縁組届を提出して戸籍に真実でない

養子縁組の記載をさせた事例， A女が， B女の氏を勝手に変えて改姓後の B女になりすまして消費者金融から借入れを行う目的で， B女とC男の知らない間に， B女がC男の氏を称する婚姻届を提出して戸籍に真実でない婚姻の記載をさせた事例， Aが， Bの氏を勝手に変えて改姓後のBになりすまして保険証を入手する目的で， BとCの知らない間に， BがCの氏を称して養子となる旨の養子縁組届を提出して戸籍に真実でない養子縁組の記載をさせた事例などがある。

このような事件が発覚した場合，戸籍に真実でない記載をさせた者は公正証書原本不実記載罪（刑法第157条）等によって処罰されることとなり，また，戸籍に真実でない記載がされた当事者は，当該真実でない記載について裁判所の確定判決等を得て，これに基づき戸籍訂正の申出をし，その訂正がされた場合には，平成14年に新設された戸籍法第11条の2第1項の規定に基づき，戸籍の再製を申し出ることができることとされている（前記第1の4の（注）参照）。さらに，このような事件をできる限り未然に防止するために，平成15年3月18日付け法務省民一第748号民事局長通達「戸籍の届出における本人確認等の取扱いについて」（以下「本人確認通達」という。）により，市町村の窓口において届出人の本人確認が行われ，原則として届出を受理した上で，本人確認ができなかった場合には，本人確認ができなかった届出人に届出が受理された旨を通知することとされている。しかし，このような通達による運用では，届出人の本人確認やそれができなかった場合の通知の実施が必ずしも統一的でなく，徹底されないことから，虚偽の届出がされて戸籍に真実でない記載がされることを防止する措置としては十分機能していないという指摘のほか，原則として届出を受理することとされている（届出が受理されると速やかに戸籍に記載されることとなる。）ので，戸籍に真実でない記載がされることを防止する措置として必ずしも十分でないという指摘がある。このため，届出人の本人確認を行うこと及び届出人の本人確認ができなかった場合の措置について，部会において検討を行うこととされ，届出人の本人確認を行うこと及び届出人の本人確認ができなかった場合の措置を法制化することで意見が一致した。

なお，試案では，届出人の本人確認とは，届書を市町村の窓口を持参した



者が誰であるかを確認し，その者が届出人であるかどうかを確認するものであることを注記している（「第3の1の（注）」参照，後記（2）参照）。

## （2）届出人の本人確認の対象及びその具体的な方法

届出人の本人確認の対象となる届出は，戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生ずる婚姻，協議離婚，養子縁組，協議離縁及び認知の届出とする。

（注）戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生じる届出のうちの夫婦関係の形成・解消及び親子関係の形成・解消に係る届出を対象としたものである。裁判離婚（民法第770条），裁判離縁（同法第824条），強制認知（同法第787条）等の既成の法律関係等についての届出は含まれない。

本人確認の方法については，本人確認通達においても，原則として運転免許証，旅券等官公署が発行した顔写真付きの証明書により確認を行うものとされているが，このほか市町村長が本人確認を行うに足りるものと認めるその他の方法によっても差し支えないとされている。そして，戸籍実務では，市町村長が本人確認を行うに足りるものと認めるその他の方法として，官公署が発行した顔写真付きでない証明書又は民間企業等が発行した証明書等による確認や，戸籍事務担当者が届書を窓口を持参した者と面識を有しているときは，そのような面識を利用した確認等が行われている。したがって，このような本人確認の方法についての取扱いの現状を考慮すると，届出人の本人確認の方法については，届書を市町村の窓口を持参した者からその者の運転免許証，旅券，写真付きの住民基本台帳カード等の官公署が発行した写真付証明書の提示を受ける方法により行うことを原則とするが，これに限定することなく，市町村長が相当と認める方法によるものとするのが適当であると考えられる。そして，市町村長が相当と認める方法としては，官公署が発行した顔写真付きでない証明書又は民間企業等が発行した証明書等による確認や，戸籍事務担当者が届書を窓口を持参した者と面識を有しているときは，そのような面識を利用した確認等が想定される。



そして、届出人の本人確認ができた場合（当該届出に複数の届出人がいるときは、当該複数の届出人全員の本人確認ができた場合）には、届出人に当該届出がされたことに関する通知をしないが、そうでない場合には、本人確認ができなかった届出人すべてにそのような通知をするものとする（後記2参照）。

なお、例えば、協議離婚届（夫及び妻が届出人である。戸籍法第76条）を持参して市町村の窓口に出頭した夫が、自分の運転免許証を提示し、かつ、妻の運転免許証を提示し又はその写しを提出した場合には、妻が窓口へ出頭していないときでも、妻について本人確認ができたものとして取り扱い、妻に当該協議離婚届に関する通知をしない仕組みも考えられるが、夫が妻の知らないところで妻の運転免許証又はその写しを入手することは容易な場合も少なくないと考えられることから、夫が妻の運転免許証を提示し又はその写しを提出した場合であっても、届出人の本人確認ができたのは夫だけであり、妻については本人確認ができなかったものするのが適当である。したがって、届出人の本人確認とは、前記（1）のとおり、届書を市町村の窓口を持参した者が誰であるかを確認し、その者が届出人であるかどうかを確認するものであるとしている。

（注）本人確認の実施の詳細については、各市町村長にゆだねることが適当であると考えられる。なお、民間企業等が発行した証明書等には様々なものがあることを配慮する必要がある。

## 2 届出人の本人確認ができなかった場合の措置（「第3の2」関連）

「第3の2」のとおり、試案は、A案とB案を併記している。両案の内容は、届出人の本人確認ができた場合（当該届出に複数の届出人がいるときは、複数の届出人全員の本人確認ができた場合）以外の場合に届出をどのように取り扱うかについて相違するところ、部会では、A案・B案につき、それぞれ支持する意見があったため、両論併記とされたものである。

### （1）A案

A案は、市町村長は、前記1（2）の届出があった場合に、届出を受理し

た上で、届出人の本人確認ができなかった届出人に対し、届出を受理した旨の通知をすることとするものである。届出人の本人確認ができなかった届出人に対する通知先は、当該届出人の住民基本台帳上の現住所とする。

A案によると、届出人の本人確認ができなかった場合であっても、届出を受理した上で（ただし、現在の本人確認通達の下では、市町村長は、当該届出が偽造されたものである疑いがあると認められる場合には、当該届出を受理するかどうかを管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に照会するものとされており、これによって照会を受けた管轄法務局長等は、当該届出に係る関係者に事情聴取を行うなどして、当該届書が真正に作成されたものであるかどうかについて十分調査を行った上、その届出を受理するかどうかの指示を行うものとする）とされており、この取扱いは引き続き行われることを前提としている。）、速やかに戸籍に記載するとともに、届出人の本人確認ができなかった届出人に届出を受理した旨の通知をすることとなる。

A案は、通達による運用にとどまらず、届出人の本人確認を行うことを法制化することは、虚偽の届出に対する牽制効果を有するし、また、届出人の本人確認ができなかった場合には、届出人に対して届出を受理した旨の通知をすることにより、当該届出が虚偽であったときは、そのことが早期に発覚することとなるため、この点でも虚偽の届出に対する牽制効果はあるとする。また、A案は、後記3の届出の不受理申出と組み合わせることにより、虚偽の届出がされて戸籍に真実でない記載されることを防止することに対処することもできるとする。もっとも、A案による場合には、届出の迅速な処理が可能となる反面、後記（2）のB案のように届出の受理は原則として留保されないから、万一、虚偽の届出がされた場合でも、届出に偽造の疑いがない限り、戸籍には届出に従った記載がされることとなる。

## （2）B案

B案は、市町村長は、前記1（2）の届出があった場合に、届出人の本人確認ができた場合（当該届出に複数の届出人がいるときは、複数の届出人全員の本人確認ができた場合）を除き、届出を受け付けた上で、届出人の本人確認ができなかった届出人に対し、届出がされたことを通知するものとし、市町村長は、この通知を発送してから一定の期間内（2週間程度が想定され

ている。)に、当該届出人から届出をしていない旨の申出があったときは、届出を受理せず、その申出がなかったときは、届出を受理し、届出受理の効果は受付の時にさかのぼるものとするものである。届出人の本人確認ができなかった届出人に対する通知先は、A案と同様、当該届出人の住民基本台帳上の現住所とする。

B案によれば、市町村長は、受理を留保した上で、届出人の本人確認ができなかった届出人に当該届出がされたことを通知し、一定の期間内に、当該届出人から届出をしていない旨の申出があったときは、届出を受理しないものとすることから（住所不明等により約2.38パーセントの通知が返戻されているというデータがあり、この場合には届出は受理されることとなる。）、A案による場合よりも虚偽の届出によって戸籍に真実でない記載がされることを防止する効果は大きい。しかし、部会においては、虚偽の届出の割合は届出全体からすればごくわずかであって、ほとんどは真正な届出であるにもかかわらず、B案による場合には、そのような真正な届出についてまで一律に受理が留保されることとなり、届出によって効力を生ずる身分関係の法的安定性が害されるとの指摘がされた（「第3の2の（注2）」参照）。具体的には、例えば、妻によって協議離婚の届出がされ、本人確認ができなかった夫に協議離婚届がされたことを通知した場合に、夫は、協議離婚の届出がされた時には離婚する意思を有していた（協議離婚は成立することとなる。）としても、協議離婚届の受理が留保される一定の期間内に翻意すれば、届出をしていない旨の申出をすることにより容易に離婚の成立を覆すことができることとなり、身分関係の法的安定性が害されるということである。また、B案による場合には、届出をしていない旨の申出についても本人確認を行うことが必要となるが、どのような方法で本人確認を行うものとするかということが問題となるし、また、婚姻の届出（夫及び妻になろうとする者が届出人である。戸籍法第74条）がされたが、本人確認ができなかったため当該婚姻届の受理が留保され、その期間内に当該夫又は妻になろうとする者について、重ねて別の婚姻の届出がされた場合あるいは協議離婚の届出がされた場合に、後に出されたこれらの届出はどのように処理されるのかということが問題となるという指摘がされた。さらに、例えば、協議離婚届の受理

が一定期間留保されることとなると、その間、国民健康保険等の公的書類の名義の書換えを行うことができなくなり、国民の生活に不便を来すとの指摘もされた。

このように、部会では、B案に対して多くの問題点が指摘され、多数意見はA案であった。

なお、部会においては、届出人の本人確認ができなかった場合であっても、届出をいったん受理し、受理証明書を発行することができるとした上で、戸籍への記載を留保し、一定の期間内に通知をした届出人から届出をしていない旨の連絡があった場合には受理を撤回し、それ以外の場合には一定の期間経過後に戸籍への記載をするという意見もあった。しかし、この考え方については、受理の撤回があることを前提として、受理の要件を満たさない届出を受理するものとするのは、従来の受理の考え方とは相容れない、届出が虚偽であった場合でも、いったん受理証明書が発行されるとこれを利用して改姓後の名義で各種の公的証明書を取得し、金融機関から借入れ等を行うことができることとなり、不正行為の防止に役立たない、などの問題が指摘された。

なお、A案・B案いずれの場合であっても、届出人の本人確認ができなかった場合には、本人確認ができなかった届出人に当該届出に関する通知をすることとなるところ、郵送により届出がされた場合には、ここでいう本人確認はできなかったものとして、「本人確認ができなかった場合の措置」をとることが必要となる。

もっとも、この場合においても、「第3の2の(注1)」のとおり、届書に届出人の実印が押印され、その印鑑証明書が添付されているときは、「本人確認ができなかった場合の措置」をとる必要はなく、本人確認ができなかった届出人に当該届出に関する通知をする必要はない、との考え方があり、この点についてはなお検討するものとしている。この考え方は、届出が届出人の使者によりされた場合であっても、届書に届出人の実印が押印され、その印鑑証明書が添付されているときは、「本人確認ができなかった場合の措置」をとる必要はないという取扱いや、いわゆるオンラインシステムによる届出(戸籍法施行規則第4章の2参照)においては、届出人は、電子署名を

行い、かつ、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信しなければならないとされていることから（戸籍法施行規則第79条の3）、「本人確認ができなかった場合の措置」をとる必要はないと考えられることとの平仄に配慮するものである。

### 3 届出の不受理申出（「第3の3」関連）

現行の戸籍法には、協議離婚届等の不受理の申出に関する特段の規定はないが、当事者の意思に反することが明らかな届出がされた場合の当該届出の処理については、従来から先例が積み重ねられ、現在は、それらの先例を整理した、昭和51年1月23日付け法務省民二第900号民事局長通達「離婚等不受理申出の取扱いについて」（以下「不受理申出通達」という。）による運用が行われている。不受理申出通達によれば、離婚の意思がない者又はいったん離婚の意思をもって協議離婚届に署名したがその後離婚意思を翻した者が、協議離婚の届出がされるおそれがあるとして、当該届出があってもこれを受理しないよう申し出たときは、当該申出を受け付けた後に提出された協議離婚届はこれを不受理とするものとされている。また、不受理期間は、最大6か月とするものとされている。なお、市町村長は、戸籍法の定めるところより届け出ることによって効力を生じる他の届出についても同様に取り扱っても差し支えないこととされている。

このような不受理申出は、虚偽の届出により戸籍に真実でない記載がされることを防止するために有効なものと認められることから、前記1の届出について、届出人の本人確認と組み合わせた新たな不受理申出の制度を法制化することが適当であると考えられる。そのため、試案は、前記1の届出については、届出人本人は、市町村長に対し、あらかじめ、届出がされても当該届出人の本人確認のない限りこれを受理しないよう申し出ることができるものとしている。すなわち、届出の不受理申出をすることにより、当該届出人の本人確認を届出受理の法的な条件とさせることができるということである。そして、試案における届出の不受理申出は、「協議離婚等の届出がされるおそれがある場合」という条件を付すことなく、申出をすることができるものとする点において不受理申出通達に基づく不受理申出と異なっており、また、前記1の届出

について包括的に不受理申出をすることができるものとし、さらに、不受理申出通達による「6か月」という期間の限定も付さないことを想定している。

なお、試案によると、前記1の届出について、不受理申出をしている申出人を届出人とする届出がされた場合において、当該届出人の本人確認ができなかった場合には、前記2にかかわらず、届出を受理しないものとするが、この場合においても、当該届出がされたことを通知するものとするのが適当であると考えられる。すなわち、そのような通知をすることにより、不受理申出をしている申出人に、早期に不受理申出と矛盾する届出がされたことを知らせることにより、当該届出の真偽を明らかにさせることに資するものと考えられるからである。

## 第5 その他（「第4」関連）

### 1 学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍の利用（「第4の1」関連）

学術研究を目的とする戸籍若しくは除かれた戸籍の謄抄本等又は届書類に記載した事項に関する証明書の利用は、昭和57年2月17日付け法務省民二第1282号通達「学術研究を目的とする戸籍又は除籍の謄本の交付請求等の承認手続等に関する通達等の整理について」により認められている。この取扱いは、医学研究を目的とするものに限定されているわけではないが、従来は、医療機関が、特定の疾病に係る患者の生存率等を統計的に調査する目的で、戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本等により生存又は死亡の事実を確認し、死亡している場合には死亡届書に添付された死亡診断書に記載した事項に関する証明書によりその死因を確認する場合に、法務局長等の判断により、戸籍若しくは除籍の謄抄本等又は死亡届書に添付された死亡診断書に記載した事項に関する証明書の交付が認められてきた。これは、医療機関によるこのような調査は、患者の死亡年月日や死因等が統計的に処理された上で学会等に研究論文として公表されており、我が国の保健医療の向上に資するとともに、個人のプライバシーについても適切な配慮が払われていることによるものである。

試案により、前記第2の1（1）から（4）までに該当する場合にのみ戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求が認められることとなると、このよう

な学術研究の目的を理由としては戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本等を交付請求することはできないこととなる。

他方、学術研究の目的での調査については、今後も戸籍に記載されている者又はその親族の権利利益を害さないような範囲において、戸籍又は除かれた戸籍に記載された情報や届書類に記載された情報を研究機関等に提供する取扱いをする必要があると考えられる。この点について、部会における検討過程では、各市町村の個人情報保護条例等の規定に基づき開示請求を処理する考え方も示されたが、この方法による場合には、戸籍及び除かれた戸籍に記載されている事項に係る情報を研究機関等に提供するかどうかは、各市町村長又は各市町村に設置された個人情報保護審議会等が判断されることとなり、各市町村によって判断が分かれることも考えられ、結果として戸籍及び除かれた戸籍に記載されている事項に係る必要な情報を市町村から得ることができなくなるとの懸念が多く示された。

そこで、試案は、学術研究の目的での戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項に係る情報の利用については、市町村長の裁量により、必要な情報（例えば、医療機関による前記の目的の調査においては、患者の生存又は死亡の別、死因等）の提供をすることが「できる」という措置を講じることとしている。もっとも、市町村長の裁量には、個人情報の保護の要請から限定を付す必要があると考えられることから、研究機関等の公私の別、研究の目的（必ずしも医学目的に限定されるものではない）及び方法、情報を必要とする対象者の範囲及び数、研究成果の発表期間、提供を受けた情報の処分方法並びにその情報に関する秘密遵守事項等にかんがみ、戸籍に記載されている者又はその親族の権利利益を不当に侵害するおそれがある等戸籍の公開制度の趣旨から見て相当でないときは、その情報の提供はできないものとする取扱いが必要であるとしている。

## 2 制裁の強化（「第4の2」関連）

現行の戸籍法では、偽りその他不正の手段により戸籍の謄抄本等又は除かれた戸籍の謄抄本等の交付を受けた者は、5万円以下の過料に処せられることとされている（戸籍法第121条の2）。



しかし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）では、偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を受けた者は10万円以下の過料に処せられることとされており（同法第50条）、また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）では、偽りその他不正の手段により開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は10万円以下の過料に処せられることとされている（同法第57条）。これらの規定を勘案すると、偽りその他不正の手段により戸籍の謄抄本等又は除かれた戸籍の謄抄本等の交付を受けた者に対する制裁は、不十分であると考えられることから、これを強化することを検討することとしている。また、偽りその他不正に手段により戸籍の謄抄本等の交付を受けた者だけでなく、その依頼をした者に対する制裁手段をも検討すべきである等の意見もあり、この点も併せて検討することとしている。

謄本のイメージ

本籍 東京都千代田区〇〇〇〇〇〇				氏名 甲野 義太郎											
昭和〇〇年〇月〇日 東京都千代田区で出生同月〇日 父届出入籍 平成〇〇年〇月〇日 乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区〇〇〇〇〇〇 甲野幸雄戸籍から入籍				昭和〇〇年〇月〇日 京都市上京区で出生同月〇日 父届出入籍 平成〇〇年〇月〇日 甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区〇〇〇〇〇〇 乙野忠治戸籍から入籍											
出生	父	母	啓太郎	出生	父	母	妻	出生	父	母	夫	出生	父	母	妻
平成〇〇年〇月〇日	甲野 義太郎	梅子	長男	昭和〇〇年〇月〇日	乙野 忠治	春子	梅子	昭和〇〇年〇月〇日	乙野 忠治	春子	義太郎	昭和〇〇年〇月〇日	甲野 幸雄	松子	長男



甲野梅子に関する抄本(個人事項)のイメージ

本籍 東京都千代田区〇〇〇〇〇〇				氏名 甲野 義太郎			
昭和〇〇年〇月〇日 京都市上京区で出生同月〇日 父届出入籍 平成〇〇年〇月〇日 甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区〇〇〇〇〇〇 乙野忠治戸籍から入籍							
出生	父	母	妻	出生	父	母	妻
昭和〇〇年〇月〇日	乙野 忠治	春子	梅子	昭和〇〇年〇月〇日	乙野 忠治	春子	梅子

甲野梅子に関する抄本(一部事項)のイメージ

本籍 東京都千代田区〇〇〇〇〇〇				氏名 甲野 義太郎			
昭和〇〇年〇月〇日 京都市上京区で出生同月〇日 父届出入籍							
出生	父	母	妻	出生	父	母	妻
昭和〇〇年〇月〇日	甲野 義太郎		梅子	昭和〇〇年〇月〇日	甲野 義太郎		梅子

※ 氏名、生年月日及び出生事項について証明した場合のイメージである。  
 この一部事項証明からは、甲野梅子が独身であるのか、それとも婚姻に関する事項を省略しているのかについて、判別することはできない。

全部事項証明のイメージ

本籍氏名	東京都千代田区〇〇〇〇〇〇 甲野 義太郎
戸籍に記録されている者	【名】 義太郎 【生年月日】 昭和〇〇年〇月〇日 【配偶者区分】 夫 【父】 甲野幸雄 【母】 甲野松子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和〇〇年〇月〇日 【届出地】 東京都千代田区 【届出日】 昭和〇〇年〇月〇日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成〇〇年〇月〇日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【従前戸籍】 東京都千代田区〇〇〇〇〇〇 甲野幸雄
戸籍に記録されている者	【名】 梅子 【生年月日】 昭和〇〇年〇月〇日 【配偶者区分】 妻 【父】 乙野忠治 【母】 乙野春子 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】 昭和〇〇年〇月〇日 【届出地】 京都市上京区 【届出日】 昭和〇〇年〇月〇日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成〇〇年〇月〇日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【従前戸籍】 京都市上京区〇〇〇〇〇〇 乙野忠治
戸籍に記録されている者	【名】 啓太郎 【生年月日】 平成〇〇年〇月〇日 【父】 甲野義太郎 【母】 乙野梅子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和〇〇年〇月〇日 【届出地】 京都市上京区 【届出日】 昭和〇〇年〇月〇日 【届出人】 父

甲野梅子に関する個人事項証明のイメージ

本籍氏名	東京都千代田区〇〇〇〇〇〇 甲野 義太郎
戸籍に記録されている者	【名】 梅子 【生年月日】 昭和〇〇年〇月〇日 【配偶者区分】 妻 【父】 乙野忠治 【母】 乙野春子 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】 昭和〇〇年〇月〇日 【届出地】 京都市上京区 【届出日】 昭和〇〇年〇月〇日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成〇〇年〇月〇日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【従前戸籍】 京都市上京区〇〇〇〇〇〇 乙野忠治

甲野梅子に関する一部事項証明のイメージ

本籍氏名	東京都千代田区〇〇〇〇〇〇 甲野 義太郎
戸籍に記録されている者	【名】 梅子 【生年月日】 昭和〇〇年〇月〇日
身分事項 出生	【出生日】 昭和〇〇年〇月〇日 【届出地】 京都市上京区 【届出日】 昭和〇〇年〇月〇日 【届出人】 父

※ 氏名、生年月日及び出生事項について証明した場合のイメージである。  
この一部事項証明からは、甲野梅子が独身であるのか、それとも婚姻に関する事項を省略しているのかについて、判別することはできない。